

学校感染症に伴う出席停止について（連絡）

学校感染症第1種、第2種、第3種の疾病に罹患しますと出席停止となります。再登校する場合、下欄「出席停止報告書」に記入、押印の上、持たせて下さい。尚、この用紙はご家庭で紛失しないよう大切に保管して下さい。※本校ホームページにも掲載しております。

	疾 病 名	出 席 停 止 期 間
第1種	<ul style="list-style-type: none"> 急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス7） ・痘そう ・鳥インフルエンザ（H5N1型） 新感染症・指定感染症（すでに知られている感染症であって、症状の重症度や感染力から、その感染症の蔓延を防止するために入院勧告を行う必要がある疾患。厚生労働大臣が政令により1年間に限定して指定する） ・エボラ出血熱 ・クリミアコンゴ出血熱 ・ペストラッサ熱 ・マールブルグ病 ・南米出血熱 	治癒するまで
	疾 病 名	出 席 停 止 期 間
第2種	・インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風疹（ふうしん）	発疹が消失するまで
	・水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がか皮化（かさぶた化）するまで
	・咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	・結核	感染のおそれなくなるまで
第3種	・腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれなくなるまで
	・流行性角結膜炎	
	・急性出血性結膜炎	
	・細菌性赤痢 ・コレラ ・腸チフス	
	・パラチフス	
	・その他の感染症	

ただし、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。その他の感染症については学校で流行が起こった場合に、その流行を防ぐため、必要であれば校長が学校医と相談して、第3種の感染症としての措置をとることがあります。（必ずしも出席停止扱いになるというわけではありません。このような疾患は多数ありますが、小児期に多く見られる感染症で学校での流行をしばしば経験するのは以下のとおりです。

ウイルス性肝炎・溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・頭じらみ・伝染性軟属腫（みずいぼ）・伝染性膿痂疹（とびひ）・ノロウイルスによる急性胃腸炎

出席停止報告書

平成 年 月 日から 月 日まで(病名)にて欠席しました。
《医師名： 》より登校の許可がでましたので報告します。

※医師からの具体的な指示内容を以下にお書きください。

()

平成 年 月 日 部 年 組 児童生徒名

保護者名

印